

# 奈良公園観光地域活性化総合特区〈一般地域活性化事業〉 (総合特区推進調整費の活用(平成29年度実施))

## 特区の目的

- 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興
- 受入環境の充実による滞在型観光の推進

## 事業概要及び実施内容

- 本特区内にある旧奈良監獄は、平成29年2月に重要文化財指定を受けた歴史的価値のある建造物である。
- 法務省は、老朽化した当該施設の維持・利活用を目的として、コンセッション制度による施設の耐震改修及び公開活用を行うこととした。
- 平成29年度は、本特区の推進調整費を活用し、旧奈良監獄の公開活用に向けた設備(看板や説明板等)の準備を実施したところである。

事業実施主体	旧奈良監獄保存活用株式会社
実施場所	奈良市般若寺町
支援措置の内容	財政支援

## 特区における効果

- 旧奈良監獄を活用した事業の推進により、本特区内に新たな観光拠点が誕生し、周辺地域の活性化に繋がるだけでなく、本特区の目標でもある、奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興、受入環境の充実による滞在型観光の推進にも寄与する。

## 事業イメージ

- 文化財建造物の耐震改修、公開活用に資する設備の整備
- 史料整理、展示、案内など史料館の運営
- 文化財の保存に支障がない範囲で、史料展示業務として直接利用しない部分の活用

### 観光資源として活用

改修ホテル、博物館、賑わい施設など



奈良少年刑務所  
赤れんが建造物  
保存・活用事業



滞在観光の促進